

池田市官民連携まちなか広場条例の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

本市では、まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、令和7年8月1日から、池田市官民連携まちなか広場を設置しています。

この池田市官民連携まちなか広場である池田駅南広場については、現在は市が管理運営を行っていますが、令和9年6月1日からは指定管理者による管理運営を開始します。当該指定管理者による積極的な事業展開の促進を図り、もって池田駅南広場を専用使用（イベントの開催、工作物の設置等のために使用することをいいます。以下同じ。）をする者の更なる利便性の向上に寄与することを目的として、専用使用に係る料金を当該指定管理者の収入として位置付けることとするため、池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第33号）の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 利用料金制の導入

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により、利用料金制を導入します。「利用料金」とは、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相応するものです。

利用料金制の導入に伴い、池田駅南広場を専用使用する者が支払う利用料金に係る収入については、指定管理者に帰属することとなります。また、本条例で定める金額は利用料金の上限額とし、専用使用する者が支払う利用料金の額については、本条例に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金の上限額は、現在池田駅南広場の専用使用に係る使用料として定めている以下の表の金額と同額とします。

【参考】現在の使用料の金額

ア エリアによる専用使用

使用区分		朝	昼	夜	朝昼	昼夜	全日	1時間使用
時間区分								
平日	全エリア	18,750円	25,000円	18,750円	50,000円	50,000円	75,000円	6,250円

休日等	中央エリア	9,300 円	12,400 円	9,300 円	24,800 円	24,800 円	37,200 円	3,100 円
	東エリア	6,600 円	8,800 円	6,600 円	17,600 円	17,600 円	26,400 円	2,200 円
	西エリア	2,850 円	3,800 円	2,850 円	7,600 円	7,600 円	11,400 円	950 円
	全エリア	37,500 円	50,000 円	37,500 円	100,000 円	100,000 円	150,000 円	12,500 円
	中央エリア	18,600 円	24,800 円	18,600 円	49,600 円	49,600 円	74,400 円	6,200 円
	東エリア	13,200 円	17,600 円	13,200 円	35,200 円	35,200 円	52,800 円	4,400 円
	西エリア	5,700 円	7,600 円	5,700 円	15,200 円	15,200 円	22,800 円	1,900 円

イ 部分専用使用

使用区分		使用料の額
平日	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 2,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 4,000 円
休日等	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 4,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 8,000 円

(2) 所要の規定の整備

(1)のほか、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第13条第6項の規定等により市長が管理の業務を行う際の利用料金に係る読替え規定を定める等、利用料金制の導入に伴う所要の規定の整備を行います。

3 施行期日等

施行期日は、令和9年6月1日とします。なお、本条例の改正案に係る議案は、令和8年9月池田市議会定例会への提出をめざしています。